

定例総会 会議録

令和2年3月

令和2年3月10日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会会議録

会 期 令和2年3月10日(火)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時4分
場 所 宮津市役所 第5会議室

農業委員

出席 宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、関野 掲司、中嶋 道博、
市田 嘉則、藤井 忠、尾関 孝正、宮崎 強、吉田 進、
石田 弘司 11名

欠席 今中 睦美、古橋 隆三、小嶋 保徳 3名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、糸井 久和、和田 隆、
田中 茂嗣、品川 泰志、荻野 有信 8名

欠席 栴田 益一、溝口 喜順 2名

合計 出席 19名、欠席 5名

事務局 事務局長 小西 正樹、主査 小山 健一

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日程第3 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

日程第4 議案第10号 非農地証明交付申請の承認について

日程第5 議案第11号 農地利用集積計画（利用権設定）の決定について

日程第6 議案第12号 農用地利配分計画に係る意見について

〔藤井会長〕 おはようございます。3月の総会を行います。今、新型コロナウイルスのということで各会議は中止されているんですが、許認可の関係がありますので、総会は開こうということで開催しております。その時に、委員だけで推進委員の方は抜いていこうかという考えもありましたが、いつも御一緒にやっていますし、御意見が聞きたいということで、総会は通常どおり行わさせていただきます。大変な時ですが、できるだけ短い時間で行います。また、推進会議は用紙をもって(配付して)終わりたいと考えております。今日は、許認可についてのみ行い、審議をして早く終わりたいと思いますので、御協力よろしくをお願いします。

それでは、早速ですが議題に入らせていただきます。本日の出席委員は24名中20名(溝口委員が欠席となり最終的に出席者は19名となった。)です。欠席は、今中委員、古橋委員、小嶋委員、枘田委員です。内方委員は少し遅れますが、会場に入られます。出席者は過半数を満たしています。よって、総会は成立しています。

〔藤井会長〕 それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。宇野委員、和久田委員よろしくお願いします。

次に日程第2 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。事務局よりお願いします。

〔小山主査〕 お手元の資料の3ページをお願いいたします。議案第8号です。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。3件ございます。

1番、大字中村※※番地。登記簿地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※様、申請事由は自分では耕作できないためです。譲受人は、※※様、前農業委員です。申請事由は経営規模を拡大するためです。

2番、大字皆原※※番地。登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。譲渡人は※※様、申請事由は、府道用地買収により生じた残地を隣接農地所有者に譲渡したいためです。譲受人は、※※様、申請事由は隣接農地を一括利用したいためです。

3番、大字皆原※※番地。登記簿地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※様、申請事由は2番と同じです。譲受人はこちらも2番と同じ※※様、申請事由も同じく隣接農地を一括利用したいためです。

具体の場所につきましては、4ページから5ページに地図を付けさせていただいております。1番の案件が4ページ、2番、3番の案件を5ページに付け

させていただきます。また、6ページに現地の写真を添付しておりますので、こちらも合わせて御確認をお願いします。7ページから9ページにかけて、1番から3番にかけての調査書を付けさせていただきます。いずも下限面積、地域調和の面において特段問題ないということで確認をいたしております。今一度6ページを御覧いただきたいと思っております。1番の案件は、当事者間で利用権設定を行っておられた経緯があることから、所有権の移転についても円滑に行われるものと考えられます。2番と3番については、道路用地の買収により生じた残地を隣接農地の所有者である※※様が買い受けるものです。※※様が所有されている田と購入予定地の間に段差があることから合筆など行って一体的に耕作される場合は、形状変更の手続をしていただくよう指導しております。

議案第8号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

申し訳ありません、この件について立会い願いました委員から補足説明をお願いいたします。1番について中嶋委員、2番と3番については宇野委員よりお願いします。

〔中嶋委員〕 1番につきましては、2月26日に事務局と荒砂推進委員で確認を行いました。当地域では専業農家をやっているただ一人でございますので、規模拡大をしようということです。この農地については、山の芋をやっておられるところです。気張ってやってもらえると確信しております。以上です。

〔宇野委員〕 2番、3番の皆原の案件ですが、2月26日に事務局と酒井推進委員で確認を行いました。説明のとおりで特に問題ないと考えております。以上です。

〔藤井会長〕 ありがとうございます。それでは議案第8号について質疑に入ります。何か御意見、御質問ございませんか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第8号については、許可してよろしいか。

(委員の賛成)

[藤井会長] 議案第8号については、許可します。

それでは次に、日程第3 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見についてを議題とします。事務局よろしくお願ひします。

[小山主査] 10ページをお願いいたします。議案第9号です。「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。3件ございます。

1番、大字惣※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。譲渡人は※※様、譲受人は※※様です。転用目的は住宅を建築するためです。

2番です。大字滝馬※※番地、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。譲渡人は※※様、譲受人は※※様です。転用理由はこちらも同じく住宅を建築するためです。

3番です。大字日ヶ谷※※番地ほか4筆計5筆です。登記簿地目はいずれも田、面積は5筆合わせまして※※㎡です。譲渡人は※※様、譲受人は※※様です。転用目的は庭園の整備するためです。こちらの案件につきましては、今年の10月に行いました農地パトロールで無断転用が確認された案件です。15-1ページに始末書を添付し、申請していただいております。

具体の場所につきましては12ページから14ページに地図を付けさせていただいております。1番の案件が12ページ、2番の案件が13ページ、3番の案件が14ページに地図を付けさせていただいております。

また15ページにそれぞれの現地写真を添付いたしておりますので、合わせて御確認をお願いします。3番の写真は、御覧のようにかなり手が加えられた状況になっております。15-1のページに始末書を添付いただいております。こちらも合わせて御確認をお願いいたします。

16ページから18ページにかけて本案件に係る意見書を添付いたしております。資力及び信用、雨水及び汚水等の排水対策につきましても、3件とも問題なしということを確認しております。

15ページを御覧ください。1番の案件は、分譲地の一角です。申請地の周囲は既に住宅が建ち並んでおり周辺に農地はありません。2番も同じく宅地への転用を考えておられます。3番の案件は、平成29年に形状変更の届出がされていましたが、昨年10月に行った農地パトロールにおいて、無断転用が確認されました。事務局において関係者への指導を行いました。申請人の死亡などにより今日まで時間を要したものです。

39 ページに専決案件を付けておりますが、今回の申請と関連をしまして3条の届出と形状変更の取下願が提出されておりますので、合わせて御確認をお願いします。2番の案件については、本日、今中委員が御欠席のため、事務局で補足説明に代えさせていただきます。

議案第9号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

[藤井会長] ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いいたします。1番については宇野委員、2番は先ほど事務局からありましたとおり、3番については石田委員よりよろしく申し上げます。

[宇野委員] 1番は2月26日に事務局と酒井推進委員と私で確認させていただきましたが、ここは周りがもう宅地になっており問題ないと思います。

[石田委員] 26日に小山さんと荻野推進委員の3名で現地確認をしました。特段ないのですが、地権者が亡くなられた、高齢であった。法に対する解釈が不十分なことがあり、手違いが生じたものと思います。現状が写真のとおりなので、やむを得ないと思います。

[藤井会長] ありがとうございます。それでは、これより議案第9号について質疑に入ります。何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

(質問なし)

[藤井会長] それでは異議なしと認め、議案第9号については許可相当の意見を付して、京都府へ進達してよろしいか。

(委員の賛成)

[藤井会長] それでは異議なしと認め、議案第9号については許可相当の意見を付して、京都府へ進達します。

[藤井会長] 次に日程第4 議案第10号 非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

[小山主査] 19ページをお願いします。議案第10号です。「非農地証明交付申

請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。

1番、大字石浦※※番地、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※様、※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、昭和44年以降から耕作をされていません。

具体の場所につきましては、20ページに地図を付けさせていただいております。また、21ページに現地の写真を添付しております。合わせて御確認をお願いします。昭和44年代から写真の倉庫が建っていたもので、また、申請者が遠方に居住しておられることから売却などの処分を考えておられるものと思われまます。

議案第20号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 私の方から補足説明をさせていただきます。21ページの写真を見ていただいたら分かりますように、この建物の場所が申請の場所になっており、やむなしと考えます。

〔藤井会長〕 これより議案第10号について質疑に入ります。何か御意見、御質問等ございませんか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 議案第10号については承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔藤井会長〕 議案第10号については、承認します。

それでは次に日程第5 議案第11号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、及び日程第6 議案第12号 農用地利用配分計画に係る意見についてを議題とします。

お手元にごございます配付資料にありますとおり、議案第11号の当事者である内方委員、関野委員、中嶋委員、吉田委員、石田委員、田中推進委員、品川推進委員は、ここで一旦御退席いただきますようお願いします。

〔藤井会長〕 それでは事務局より提案説明をお願いします。

〔小山主査〕 22 ページを御覧いただきたいと思います。議案第 11 号及び議案第 12 号については、一括でお諮りしたいと思います。昨年末から今月にかけて委員の皆様大変御尽力をいただきました利用権設定の一括設定分を 26 ページから 37 ページにかけて地区ごとに掲載しております。こちらの分が議案第 11 号となります。また、38 ページに A 3 の資料で農地中間管理機構を介した貸借分を掲載しております。この中間管理権の設定についてですが、38 ページの 1 番を例に説明させていただきますと、左端の※※様とその隣の京都府農業会議との貸借が先ほどの一括告示分と同じく議案第 11 号となります。また、京都府農業会議と右端の※※様との貸借が議案第 12 号となります。それ以下の分についても同様でございます。今回、栗田地区、東須津地区、由良地区で意見の照会がございましたが、こちら、東須津地区においては京力農場プランの進展と合わせて新たな筆の追加と聞いております。議案第 11 号及び議案第 12 号の説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔尾関委員〕 農業委員がこの議案については、過半に足りないですが可決できますか。

〔小山主査〕 問題ないです。出席委員が過半数を満たせば、(総会は成立し、) 出席議員が席を外されても大丈夫です。

〔藤井会長〕 その他ございませんか。ないようでしたらそれでは議案第 11 号については、決定し、議案第 12 号については意見なしとしてよろしいか。

(質疑なし・委員の賛成)

〔藤井会長〕 議案第 11 号については、決定し、議案第 12 号については、意見なしとします。

〔内方委員、関野委員、中嶋委員、吉田委員、小嶋委員、石田委員、田中推進委員、品川推進委員 再入室〕

〔藤井会長〕 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。議案書の最後のページに、先の役員会で行われた専決報告の一覧を添付しております。御質問等ありましたら、会議終了後に事務局までお願いします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 塚 中 忠

委 員 宇野由美子

委 員 和 田 三 代

記 録 者 小 西 正 樹

